

2020年4月7日
2020年4月22日改訂
2020年4月27日改訂
2020年5月14日改訂
2020年7月29日改訂
2020年8月19日改訂

新型コロナウイルス感染拡大防止の徹底について

同志社大学

新型コロナウイルス感染症が世界的に収束の見通しが立たない状況下において、私達は感染拡大を防ぎながら「[新しい生活様式](#)」を実践し、新しい形態での学びのかたちや教育方法等、WITH コロナに対応した大学の姿を一刻も早く確立させる必要があります。そのため本学では、「同志社大学版新型コロナウイルス感染症拡大予防のためのガイドライン」を策定し、教育研究活動に取り組んでいるところです。

しかし、感染拡大を防止するには、私達一人ひとりが地域社会の一員として何をすべきなのかを考え、自分が感染しない、人に感染させないための行動が求められます。

そこで、大学生活、大学運営にあたって私達が常に注意、実践すべき事柄を下記の通り整理していますので、日常生活や大学での諸活動を行う際の指針としていただきますようお願いいたします。

なお、出校停止の条件等は、今後の感染拡大状況によって変更することもあり、その際には大学ホームページで周知いたしますので、留意してください。

記

1. 感染拡大防止対策の徹底

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

3つの基本 ①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける
- 友人等と遊ぶ場合には、できるだけ屋内より屋外を選ぶ
- 会話をしている際は、可能な限り真正面を避ける
- 公共交通機関においては会話を控える。また、公共交通機関の利用時や屋内にいるとき、会話をするとき（食前食後の会話も含む）は、症状がなくてもマスクを着用し、外出時にも熱中症に留意しながらマスク着用を心掛ける
- 飲食は適切な感染予防対策を講じている店舗を利用する
- 飲食を伴う会合は2時間以内で終了するとともに、大人数での会合は自粛する
- カラオケの利用は控える
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できればすぐに着替え、シャワーを浴びる
- 手洗いは30秒程度かけて流水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）
- 地域の感染状況に注意し、感染が流行している地域からの不要不急の移動や、感染が流行している地域への不要不急の移動は控える

※高齢者や基礎疾患があり重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にし、特に慎重に行動する

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコンを併用して室温を適切に設定）
- 身体的距離の確保
- 「三密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝の体温測定、健康チェック。

発熱又は風邪の症状がある場合は無理をせず自宅で療養

2. 出校にあたっての対応

(1) 日々の健康管理

日常生活において「新しい生活様式」の実践例で示されている対策を徹底するとともに、毎日、体温測定や健康チェックをする等、自身の健康管理を行ってください。もし、発熱や咳等の症状がみられる等、体調がすぐれない場合は、下記(3)－C及び「出校可否についてのフローチャート」に基づき、出校可否を判断し、出校停止に該当する場合には、無理をせず自宅で休養してください。

(2) 出校の際の取組

- 通学時及びキャンパス滞在時はマスクの着用を義務付けているので、励行してください（ただし、食事や運動等でマスクを着用できない場合を除きます）。
- キャンパス入構時に次のいずれかの対応をお願いします。
 - ①[京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス「こことろ」](#)のインストール
 - ②[新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）](#)のインストール
 - ③行動履歴（いつどこに立ち寄ったか、誰とどこで会ったか等）の自己記録
- キャンパス内の各施設に入館する際には、設置してある消毒液で手指の消毒を励行してください。授業時間の前後等、キャンパス滞在時はこまめに消毒することを奨励します。
- 不要不急のキャンパス滞在がないよう、用務終了後は、速やかに帰宅してください。
- 「同志社大学版新型コロナウイルス感染症拡大予防のためのガイドライン」及び学部・研究科や学内各施設の運用基準に則って行動、施設等の利用をしてください。

(3) 出校停止となる事由と出校停止解除の要件

| | 出校停止となる事由 | 出校停止解除の要件 |
|---|------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| A | PCR 検査等を受け、新型コロナウイルス感染症と診断された場合 ※学校保健安全法に定める「第一種感染症」であるため、出校停止となります | 治癒し、医療機関が出校可能と認めるまで |

| | 出校停止となる事由 | 出校停止解除の要件 |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| B | 新型コロナウイルス感染者との接触があったことが判明した場合 | 新型コロナウイルスに関する「 帰国者・接触者相談センター 」(新型コロナウイルス受診相談センター) (以下「相談センター」という。) に必ず相談し、 |
| C | 以下のいずれかの症状がある場合 ①息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合 ②重症化しやすい方*又は妊婦の方で、発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状がある場合 *高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方 ③上記以外の方で、 ・発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合 ・強い症状と思う場合 ・解熱剤等を飲み続けなければならない場合 | ア) 医療機関等での検査や受診が必要と判断され、検査や受診の結果が陰性であった場合 > 「B」の場合 医療機関等が出校可能と認め、かつ感染者と接触をした日から起算して2週間が経過するまで > 「C」の場合 医療機関等が出校可能と認めるまで ※検査や受診の結果、陽性であった場合は、「A」の解除の要件を適用する イ) 医療機関等での検査や受診は必要ないが、予防措置として自宅待機を指示された場合 > 医療機関等から指示された自宅待機期間が経過するまで |
| D | 海外から帰国・来日後、2週間が経過していない場合(症状の有無に関わらない) | 症状が出ずに2週間が経過した場合 ※帰国・来日後、2週間以内に「A」～「C」に該当した場合は、これらの解除の要件を適用する |

3. 出校停止時及び出校停止解除時の大学への報告

感染の可能性は誰にでもあります。感染自体は責められるべきことではありませんので、もし感染してしまった場合には、ご自身の授業等における配慮や感染の拡大を予防する観点から、速やかに大学に連絡ください。

(1) 医療機関等での検査や受診が必要と判断され、検査や受診の結果が陽性の場合

- ①出校停止となったことを、症状や経過、相談・診断結果とあわせて速やかに所属学部・研究科の事務室等*に電話又はE-Mailで報告(一次報告)してください。
- ②次の事項を速やかに所属学部・研究科の事務室等*に電話又はE-Mailで報告(二次報告)してください。
- 氏名
 - 所属学部・研究科(教職員の場合は所属組織)、学生ID(学生のみ)
 - 陽性判定日
 - 療養先
 - いつから症状があったか

○最後に大学に出校した日

○症状を呈した2日前から陽性判定日までの間に大学に出校している場合は、大学出校日、出校日のキャンパス内での行動履歴、接触者の有無

○連絡先、電話番号

※二次報告いただいた後、大学から詳細についての確認のご連絡をします。

③出校停止が解除となった場合にも、出校を再開する前に必ず所属学部・研究科の事務室等*に電話又はE-Mailで報告（最終報告）してください。

※必ず、所属組織への最終報告後に出校を再開し、最終報告のために出校しないでください。

※出校停止の解除にあたり相談センターや医療機関等の判断が必要であった場合は、その結果も必ず報告してください。

(2) 医療機関等での検査や受診が必要と判断され、検査や受診の結果が陰性であった場合

①出校停止となったことを、症状や経過、相談・診断結果とあわせて速やかに所属学部・研究科の事務室等*に電話又はE-Mailで報告（一次報告）してください。

②検査や受診の結果を、速やかに所属学部・研究科の事務室等*に電話又はE-Mailで報告（二次報告）してください。

③出校停止が解除となった場合にも、出校を再開する前に必ず所属学部・研究科の事務室等*に電話又はE-Mailで報告（最終報告）してください。

※必ず、所属組織への最終報告後に出校を再開し、最終報告のために出校しないでください。

※出校停止の解除にあたり相談センターや医療機関等の判断が必要であった場合は、その結果も必ず報告してください。

(3) 医療機関等での検査や受診は必要ないが、予防措置として自宅待機を指示された場合

①出校停止となったことを、症状や経過、相談・診断結果とあわせて速やかに所属学部・研究科の事務室等*に電話又はE-Mailで報告（一次報告）してください。

②出校停止が解除となった場合にも、出校を再開する前に必ず所属学部・研究科の事務室等*に電話又はE-Mailで報告（最終報告）してください。

※必ず、所属組織への最終報告後に出校を再開し、最終報告のために出校しないでください。

(4) 海外から帰国・来日した場合

①該当者は帰国・来日した日又は翌開室日までに所属学部・研究科事務室等*に報告（一次報告）してください。

②症状が出ずに2週間が経過した場合にも、出校を再開する前に必ず所属学部・研究科の事務室等*に電話又はE-Mailで報告（最終報告）してください。

※必ず、所属組織への最終報告後に出校を再開し、最終報告のために出校しないでください。

※帰国・来日後2週間以内に「A」～「C」に該当した場合は、(1)～(3)のとおり対応してください。

*職員については所属長に報告すること

以 上